

社会福祉法人青森民友厚生振興団 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青森民友厚生振興団（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員（以下「役員等」という。）には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員及び評議員（以下「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬及び交通費を支給する。

(報酬総額)

第4条 当法人の全理事の報酬総額は、各年度1,200万円以内とする。

2 当法人の全監事の報酬総額は、各年度20万円以内とする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、特別養護老人ホーム青山荘職員給与規程（以下「給与規程」という。）第12条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表2の定めによるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

(出張旅費)

第8条 役員等が法人業務のため出張する場合は、旅費及び非常勤役員等にあつては、第4条に規定する報酬を支給するものとする。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、交通費及び日当については職員旅費規程の例により計算した額とし、宿泊料については別表4の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、給与規程第17条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があつたときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第10条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第11条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第12条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年7月1日より施行する。
- 2 旅費規程(役員用)は、廃止する。

別表1(常勤役員の報酬)

| 役職名 | 報酬の額 |
|-----|------------|
| 理事長 | 月額850,000円 |

別表2(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

| 内容 | 報酬等の額 |
|---------------------------|-------------------------------|
| 評議員会への出席並びに法人及び施設業務のための出勤 | 報酬 日額5,000円 交通費(職員旅費規程による) |

(2) 理事

| 内容 | 報酬等の額 |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 理事会等会議への出席並びに法人及び施設業務のための出勤 | 報酬 日額8,000円 交通費(職員旅費規程による) |

(3) 監事

| 内容 | 報酬等の額 |
|----------------------------------|-------------------------------|
| 監事監査、理事会等会議への出席並びに法人及び施設業務のための出勤 | 報酬 日額8,000円 交通費(職員旅費規程による) |

別表3

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

別表4

| 青森県内 | 青森県外 |
|---------|---------|
| 12,000円 | 15,000円 |